

憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。この三原則は憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、今日に至るまで75年にわたり一度の改正も行われていない。しかしこの間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的に変化を遂げている。とりわけ、今回のロシアの暴挙から、国際法、国際機関の機能不全が浮き彫りとなり、東アジアの安全保障環境が一層不安定さを増している。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延や頻発する大規模災害など、現行憲法が施行された当時には想定されていなかった課題への対応が求められている。

このような状況の変化を受け、緊急事態条項の創設など、様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体などから提唱されている。国会でも、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至った。

よって、国におかれては、今こそ、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会でのより活発で広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆 議 院 議 長 }
参 議 院 議 長 } 様